

サービス利用までの流れ

基本チェックリストの結果によって利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」があります。



町保健福祉課窓口で利用者(家族)による申請

65歳以上のすべての高齢者

要介護(要支援)認定を受ける

基本チェックリストを受ける

要介護 1~5

要支援 1・2

非該当の方

生活機能の低下が見られた人

自立した生活ができる方

介護給付を利用できます

介護予防給付を利用できます

介護予防ケアマネジメント
地域包括センターで本人と家族と話し合い、ケアプランを作成します

介護予防・生活支援サービスを利用することができます

一般介護予防事業を利用することができます

介護予防・日常生活支援総合事業

